

# 支笏洞爺国立公園の公園計画の変更（一部変更）及び生態系維持回復事業計画の策定の概要

## 1. 背景

支笏洞爺国立公園は、北海道の南西部に位置し、後志火山帯の中心部を占め、我が国を代表するカルデラ湖である支笏湖及び洞爺湖等と、今なお活動を続けている有珠山、昭和新山、樽前山と典型的な成層火山の羊蹄山等多くの火山によって構成されています。また、これらの山々の間に、噴泉、地獄谷等の火山現象地や、倶多楽湖、橘湖等の火山性湖沼が散在しており、我が国を代表する火山性群峰景観地です。

公園計画としては、昭和24年5月16日に指定され、昭和54年9月に羊蹄山地域の再検討、平成7年8月に支笏・定山溪地域、洞爺湖地域及び登別地域の再検討、羊蹄山地域の点検、平成15年2月に洞爺湖地域の公園区域の拡張、平成18年2月に全域の点検が行われました。

本国立公園の南西部に位置する洞爺湖には、中央火口丘である大島、弁天島、観音島、饅頭島の4島からなる中島火山群（以下、「洞爺湖中島地域」という。）があります。洞爺湖中島地域にエゾシカは生息していませんでしたが、昭和30年代に人為的に持ち込まれたものが逸出・増加し、樹皮剥ぎによる樹木枯死、林床植生の衰退、外来植物を含む不嗜好植物の増加といった森林植生の変化が生じています。

以上のことから、今回の一部変更では、関係行政機関、関係団体、専門家等と連携・協力しながら、本公園における生態系を回復するため、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づいて、公園計画の変更及び生態系維持回復事業計画の策定を行うものです。

### 支笏洞爺国立公園の変更案

※洞爺湖中島地域を対象として、公園計画に生態系維持回復計画を追加する。



- 特別保護地区
- 第一種特別地域
- 第二種特別地域
- 第三種特別地域
- 普通地域



## 2. 変更等のポイント

支笏洞爺国立公園の洞爺湖中島地域において、昭和 30 年代に人為的に持ち込まれたエゾシカが逸出、増加し、島の森林植生の変化が確認されています。これらのエゾシカによる影響に対し、公園計画に生態系維持回復計画を位置づけるとともに、新たに「支笏洞爺国立公園洞爺湖中島生態系維持回復事業計画」を策定し、生態系の状況を把握するための調査及びエゾシカの捕獲等を実施することにより、島内の生態系を在来植生が更新する健全な状態に回復させ、その状態の維持を図ります。

## 3. 公園計画の変更案の詳細

- ・ 生態系維持回復計画の追加
- ・ 対象区域：支笏洞爺国立公園 洞爺湖中島

## 4. 生態系維持回復事業計画について

- ・ 生態系維持回復事業計画の名称  
支笏洞爺国立公園 洞爺湖中島生態系維持回復事業計画
- ・ 生態系維持回復事業計画の策定者  
農林水産省、環境省
- ・ 生態系維持回復事業計画の計画期間  
告示日から下記の目標が達成されるまでとします。
- ・ 生態系維持回復事業の目標  
本事業では、関係機関と連携し、洞爺湖中島において、生態系の状況を把握するための調査、監視（モニタリング）及びエゾシカや外来生物の防除等を実施することで、島内の植生が健全に更新できる生態系へと回復させ、その生態系が維持されることを目標とします。
- ・ 生態系維持回復事業を行う区域  
支笏洞爺国立公園 洞爺湖中島（大島、弁天島、観音島、饅頭島）
- ・ 生態系維持回復事業の内容（省略）
- ・ 生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項（省略）